

第2号議案

容量市場の需要曲線分析に関する調査の実施等について (案)

容量市場において市場管理者（本機関）が設定する需要曲線は、市場の結果を左右し、供給力の安定確保や事業環境へ与える影響が大きいため、十分な分析と議論によって定める必要があることから、諸外国の容量市場の需要曲線分析に関する調査を業務委託により実施する。業務委託は、会計規程第22条（1）に基づき、外部のコンサルタント会社である The Brattle Group, Inc. との随意契約とする。

1. 契約概要

| | |
|------|----------------------------------|
| 件名 | 容量市場の需要曲線分析に関する調査の実施等について |
| 契約形態 | 業務委託（随意契約） |
| 契約先 | The Brattle Group, Inc. |
| 契約期間 | 契約締結日～2019年3月下旬 （契約締結日から6ヶ月間） |
| 契約金額 | 米ドル |

2. 委託業務内容

- ・需要曲線設定のベースとなる諸外国における供給曲線の実績やその想定方法
- ・我が国の容量市場における需要曲線分析ツール開発のサポート

3. 随意契約とする理由

以下の条件に該当する委託先候補が The Brattle Group, Inc. に限られるため、会計規程第22条（1）「契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。」に基づき、随意契約とする。

- ・諸外国の主要な容量市場において、系統運用者の委託を受け需要曲線分析の実務を担った実績があること。
- ・複数の市場におけるこれまでの実績を通じて、その分析手法に汎用性・客観性があると認められていること。
- ・分析手法は、我が国における容量市場の在り方の検討の方向性と合致していること。

以上

別紙：契約書案（原文及び日本語訳）

(参考)

会計規程

(随意契約)

第22条 本機関の契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額の時又はその他本機関の事業運営上特に必要があるとき。